

## 栃木県奨学のための給付金（私立）事業実施要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、高校生等のいる低所得世帯に対して、授業料以外の教育に必要な経費を支援することにより、教育の機会均等を図ることを目的として、栃木県が実施する奨学のための給付金（私立）事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校等 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）をいう。
- (2) 高校生等 法第3条第1項に規定する就学支援金の支給を受ける資格を有する者（特別支援学校の高等部である者を除く。）又は高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の補助対象となる者（特別支援学校の高等部である者を除く。）をいう。
- (3) 保護者等 法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。
- (4) 通信制 高等学校・中等教育学校の通信制課程又は専修学校高等課程・一般課程の通信制学科のことをいう。

### （支給対象者）

第3条 高校生等奨学給付金（以下「給付金」という。）は、基準日現在において、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす者に対し、申請に基づき支給する。

- (1) 高校生等の保護者等であること。
- (2) 居住地が栃木県内であること。
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受けている世帯に属する者又は保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯に属する者であること。

### （給付金の年額）

第4条 高校生等1人当たりの給付金の年額は、次のとおりとする。

- (1) 生活保護法第36条の規定による生業扶助を受けている世帯に扶養されている高校生等については、52,600円とする。
- (2) 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯（前号に該当する世帯を除く。）に扶養されている高校生等については、次のとおりとする。
  - イ 通信制の高等学校等に通う高校生等（以下「通信制の高校生等」という。）については、38,100円とする。
  - ロ ハに該当する高校生等以外の通信制以外の高等学校等に通う高校生等（以下「通信制以外の高校生等」という。）については、98,500円とする。
  - ハ 当該世帯に扶養されている兄弟姉妹で2人目以降の通信制以外の高校生等、当該世帯に扶養されている高校生等以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の通信制以外の高校生等及び当該世帯に扶養さ

れている通信制の高校生等を含む複数の高校生等がいる世帯の通信制以外の高校生等については、138,000円とする。

(受給申請)

第5条 給付金の給付を受けようとする保護者等は、高校生等が在学する高等学校等の学校長を経由して、栃木県知事（以下、「知事」という。）に申請書類を提出するものとする。ただし、県外の高等学校等に在学する高校生等の保護者等は、郵送等により、直接、申請書類を知事に提出することができる。

(支給決定)

第6条 給付金の給付の可否は、知事が受給申請に基づき審査の上決定し、申請者宛て通知するものとする。

(給付金の支給)

第7条 給付金は、年額を一括して支給する。

(支給回数)

第8条 給付金の支給回数は、1人の高校生等につき年1回、通算3回（定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は4回）を上限とする。ただし、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の補助対象となる者については、この回数に加えて最大2回まで給付することができる。

(返還)

第9条 知事は、偽りその他不正な手段により給付金の支給を受けた者がいるときは、給付額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるものを除くほか、事業の実施に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月30日より施行し、平成26年4月1日以降に高等学校等の第1学年に入学した高校生等のいる世帯を対象として行う給付金事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年5月19日から施行し、平成26年4月1日以降に高等学校等の第1学年に入学した高校生等の属する世帯を対象として行う給付金事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年5月10日から施行し、平成26年4月1日以降に高等学校等の第1学年に入学した高校生等の属する世帯を対象として行う給付金事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元（2019）年5月24日から施行する。